

## ジェットロ環境社会配慮ガイドライン（案）

### 第 部 基本的事項

#### 1. 基本理念

#### 2. ガイドラインの目的

本ガイドラインは日本貿易振興機構（以下ジェットロ）の業務において、ジェットロが対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。とりわけ貿易投資促進事業及び案件形成調査事業において、このことは重要であり、これらの事業については個別のガイドラインをまとめる。

#### 3. 用語の定義

- ・ 貿易・投資促進事業
- ・ ジェットロ案件形成調査
- ・ フィージビリティ調査
- ・ 提案事業
- ・ 提案者
- ・ ステークホルダー
- ・ アクションプラン
- ・ ヒアリング 等

### 第 部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

#### 1. 基本的な考え方

- 1) 企業の CSR の促進を通じた長期的な競争力の確保
- 2) 国際協力
- 3) 法令遵守
- 4) 国際基準・規範の遵守
- 5) グッドプラクティスの推進
- 6) 情報公開とコミュニケーション

#### 2. 貿易・投資促進事業における環境社会リスク回避とグッドプラクティスの推進

- 1) 環境社会リスク回避
- 2) グッドプラクティスの推進

## 第 部 案件形成調査事業における環境社会配慮

### 1. 基本的な考え方

#### 1) 前提

- ・ 第 部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託の「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」事業を対象とする\*。

- ・ \* 現在はこれら 3 つが対象だが、名称の若干の変更など、実質的にこれらに類似した案件形成調査は対象となる。

- ・ ジェトロ案件形成調査は、あくまでも案件発掘段階という意味決定の最も早い段階において実施されるものである。すなわち、本調査実施後に、フィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェトロ案件形成調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は、次の段階で行われる調査において必要とされる環境社会調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。

#### 2) 基本方針

- ・ JICA/JBIC ガイドラインとの整合性：

ジェトロ案件形成調査における環境社会配慮は、円借款供与の可能性がある案件の発掘や、民活事業の発掘を主な目的としており、我が国の国際協力活動における環境社会配慮の一貫性を図る必要がある。そこで、その時期・枠組み・規模の差異は認識しつつ、JICA/JBIC の環境社会配慮ガイドラインとの整合性を図るものとする。

- ・ スクリーニング

- ・ 環境社会影響があると考えられるか否かにより、対象事業を A（影響あり）、B（影響なし）の 2 カテゴリーに分類する。

- ・ 複数案の検討：

案件形成段階における複数案の検討は重要である。提案者は、提案事業の必要性や優位性を吟味するために、当該事業を提案する過程で、その事業を実施しないという案（ゼロオプション）を含む、考え得る他の案を示し、提案事業との比較を行わなければならない。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮しなければならない。

- ・ ステークホルダーの特定と対話及びヒアリング

- ・ 事業によって影響を受ける可能性がある住民を含む、幅広いステークホルダーが特定された上で、情報収集や意見聴取が行われ、フィージビリティ調査など、次の段階以降の調査に反映されることが重要である。

- ・ このため、スクリーニングの結果、カテゴリ A に分類された事業計画については、提案者は現段階で予測されるステークホルダーとの対話またはヒアリングを実施する。対話またはヒアリングが実施できない場合には、その理由を示すものとする。

・ 情報公開：

ジェットロは、案件形成調査の質の向上を図るため、調査の概要と最終報告書の内容を積極的に公開する。

・ フォローアップ：

ジェットロは案件形成調査の事業化に関して調査レベルの適切性を検討するため、環境社会面での影響も含め、可能な限りフォローアップを行う。

3) ジェットロが担う環境社会配慮上の責務

ジェットロは以下のような責務を負う。

- ・ 本ガイドラインを通じて各案件形成調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、それに従って案件形成調査採択のための審査を行うこと。
- ・ 本ガイドラインにしたがって、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求めること。
- ・ 各案件形成調査実施中、ステークホルダーからの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切な対応をとること。
- ・ 案件形成調査の事業化の状況について、環境社会面の影響を含め、可能な限りフォローアップすること。

4) 案件形成調査において検討すべき環境社会配慮項目

ジェットロ案件形成調査が次の段階でフィージビリティ調査（環境アセスメントを含む）などを想定していることから、案件形成調査の中で洗い出しを行う環境社会配慮の範囲は、以下のような JICA 環境社会配慮ガイドラインの項目を基本とする。

- ・ 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含む。
- ・ 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。
- ・ 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

5) 社会環境と人権への配慮

案件形成調査は政府ベースではないことや産油国での事業が多いため、政府が直接入りにくいイラクなど紛争国で行われることがしばしばあることから、ジェットロは以下の認識に立ち、必要と判断される場合には、審査委員会などの専門家の意見も聞きつつ、十分な

## 対策を講じる。

- ・ 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における案件形成調査では、適切な聞き取り調査の実施に困難が予想されるため、現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。
- ・ ジェトロは、案件形成調査の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮されるよう、案件形成調査の採択・監理を通じて確認する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を直接もしくは JICA などを通じて入手して人権の状況を把握し、採択や監理に反映する。

## 6) 情報公開

### (審査委員会に関する情報公開)

ジェトロは、外部有識者による審査委員会を設置後、速やかにホームページで委員の氏名、所属、専門分野を公開する。また、採択候補案件の審査段階においてジェトロに提出された委員会意見は公表される。

### (採択後の情報公開)

- ・ (A 案) ジェトロは、案形形成調査の採択後、速やかにホームページで、提案事業の概要及び調査概要を日本語と英語で公開する。
- or
- ・ (B 案) ジェトロは、案形形成調査の採択後、採択案件、採択理由、提案されている調査の概要(セクター、事業規模、事業実施場所含む)を公表する。
- or
- ・ (C 案) ジェトロは、案形形成調査の採択後、採択案件及びその概要、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響に関する検討結果を案件ごとに明示する。

### (調査終了後の情報公開)

ジェトロは案件形成調査の精査終了後速やかに、ホームページで最終報告書を日本語と英語で公開する。

### (フォローアップの段階における情報公開)

ジェトロは案件形成調査のフォローアップを行った場合、その結果をホームページで公開する。

## 7) ガイドラインの遵守

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。

案件形成調査実施中のものについては、ジェトロの担当部及び環境社会審査担当に送られ、必要に応じて適切な対応をとる。その上で、意見送付者に対応方法を連絡する。

一方、案件形成調査が終了したものについては、理事長直轄の監査室に送られ、必要に応じて事実確認のための調査を実施するなどの対応をとる。対応方法については意見送付者に伝えるとともに、監査報告書を通じて理事長に報告する。

## 2. 案件形成調査の手続き

### 1) 審査・採択段階

#### 公募提案書

- ・ 提案者が提出する公募提案書には、別紙1に基づく環境社会配慮事項が盛り込まれるものとする。
- ・ 提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、提案事業が最終的に実現したときに想定される環境社会影響や対応状況などに関する現段階における確認を整理する。提案者は、スクリーニング様式を、提案書類とともにジェットロ担当部に提出する。

#### 別紙1

セクター、立地、事業の特性などから考えられる環境社会問題の可能性。すでに他の調査等で明らかになっている環境社会問題があればその内容と調査報告書等の名称。

の環境社会問題を把握するために実施する調査の内容・方法。(可能性なしとする場合には、その理由)

すでに代替案検討がなされている場合は、その結果と環境社会面での比較。なされていない場合は代替案検討の計画と実施方法。本調査において提案行為とその代替案からなる複数案の検討が必要とされる。

当該国で協議や聞き取りの対象とするステークホルダーとその選定方法、及び協議や聞き取りの実施方法。なお、環境社会影響がある場合は、影響を受ける地域の住民等のステークホルダーからの聞き取りまたは住民との協議を必ず実施すること。環境社会影響がないとする場合は、調査対象プロジェクトの特性や実施内容に即した明確な理由

#### 内部審査

- ・ ジェットロの担当部は、提案事業を、予測される環境社会影響が「ある」か「ない」かの2つに分類する。この際、人材育成など、明らかに環境社会影響がほとんどないと考えられるもの以外は、「影響がある」と分類する。
- ・ 「影響がある」と分類したものについて、<ジェットロ/担当部>は公募提案書に書かれた環境社会影響に関する現段階における把握状況に基づき、提案されている調査計画が妥当かについて、当該国の社会状況も踏まえた上で確認し、また、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響にも配慮して審査する。審査に当たっては、執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ、海外事務所の助力を得る。さらに JICA や JBIC の環境社会審査部局、現地の環境社会問題に詳しい NGO からの情報収集を行う。
- ・ 担当部は上記検討結果を総務部環境審査担当(以下、環境審査担当)に提出し、同担当による審査を受ける。

## 審査委員会の設置

- (A 案)  
採択候補案件については、外部有識者による審査 / 専門委員会において、ジェットロによる検討結果の適否を審査する。  
or
- (B 案)  
ジェットロが設置する外部有識者からなる審査委員会に、環境配慮と社会配慮の専門家をそれぞれ最低 1 名ずつ入れ、環境社会配慮面での最終的な審査を行う。  
or
- (C 案)  
採択候補案件については、外部有識者による審査 / 専門委員会において、ジェットロによる検討結果の妥当性を確認する。委員会の委員には、環境・社会影響配慮の専門家を含むものとし、必要な場合には、さらに、当該国や当該セクターの環境社会配慮の専門家を委員会に招聘する。委員会はジェットロに対して、意見を提出する。

- 2) 契約段階
- 3) 調査実施段階
- 4) 調査報告書の精査段階
- 5) フォローアップ

## 附則

- 本ガイドラインは、案件発掘段階での調査を前提にしたものである。今後ジェットロが自主事業か受託事業かにかかわらず、フィージビリティ調査の実施に関与するようになった場合には本ガイドラインの改定が必要である。

以上